★ 火災から尊い人命や財産を守るために ★
『消防用設備等の点検立会い制度』をご利用ください

- 消防法では、消防用設備等が火災時に有効に機能するため、適正な点検を定期的に行うよう定められています。
- 消防用設備等の点検時には、建物（事業所）の防火管理者等（建物関係者）が立ち会って、適正な点検が行われているかを確認することが重要です。
- 一般財団法人 福岡県消防設備安全協会では、この消防用設備等の点検時に、防火対象物（建物）の関係者から点検立会いの申込みがあれば、当協会職員等（点検立会い指導員）を当該点検現場に派遣し、点検作業の実施状況を建物関係者と一緒に確認する点検立会い制度（**サポート**）を平成２７年７月から行っております。
- この制度の対象物は、福岡県内にある消防用設備を設置した〝**すべて**〟の防火対象物（事業所の建物）です。
- この制度は“**無 料**”です。是非 ご利用ください。
  申込み状況などにより立ち会えない場合もあります。ご了承ください。

立会い制度の流れ

① 立会い申込み

建物関係者

② 点検作業の立会い

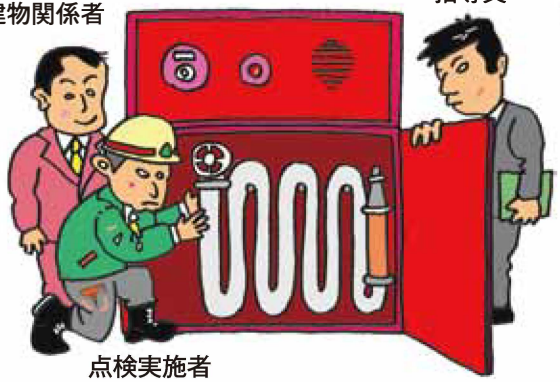

点検実施者

③ 消防用設備等点検 立会い確認結果通知書

点検結果通知書

お問合わせ先
一般財団法人 **福岡県消防設備安全協会**
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4-13-18
TEL092-409-7936 FAX:092-409-7937
E-mail：fukuoka@fsak.jp

様式第３号

点検立会い依頼書

一般財団法人
福岡県消防設備安全協会　行

申請日　　年　　月　　日

（職）＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者　＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

下記のとおり，消防用設備等の点検作業の立ち会いを依頼します。

建 物 名 称　＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地　＿＿＿＿＿＿＿＿

点検実施日時　＿＿＿＿＿＿＿＿

関係者氏名

連 絡 先 等　＿＿＿＿＿＿＿＿

点検事業者　＿＿＿＿＿＿＿＿

【備考】 依頼書は １ヵ月前までに提出願います。その後「調整」させていただきます。

※　点検立会いについてご質問等があれば、下記にご連絡下さい。

ＴＥＬ：０９２－４０９－７９３６　　ＦＡＸ：０９２－４０９－７９３７
E mail：fukuoka@fsak.jp